

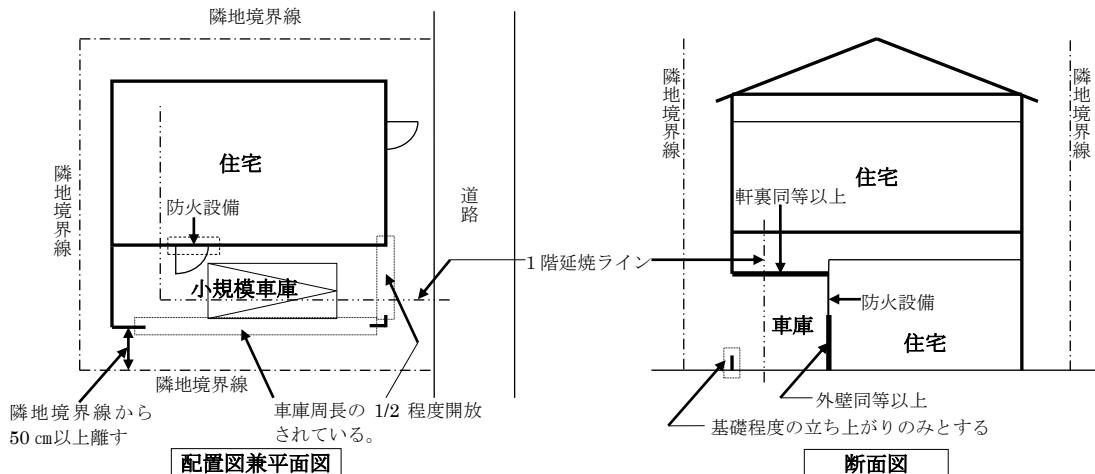
目黒区	関係法令
小規模車庫の取扱い	建築基準法第2条第九号の二、三 建築基準法第61条、建築基準法施行令第128条

住宅（一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋）に設ける小規模な車庫に設ける 50 m²以下のビルトイン車庫（以下、「小規模車庫」という。）については、以下のとおり取り扱う。

1. 開口部について

次の①～④すべての条件を満たした場合は、延焼のおそれのある部分に防火設備を設置することを要しないものとする。

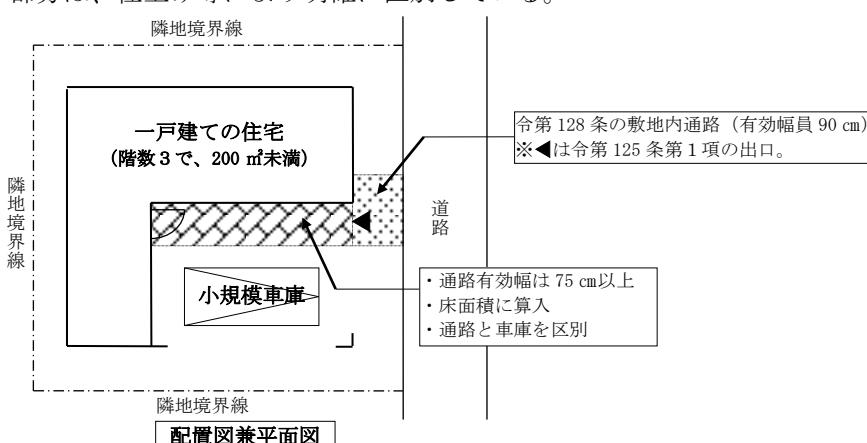
- ① 車庫の天井・壁は、軒裏・外壁と同等の防火性能を有している。
- ② 車庫と住宅部分に開口部がある場合は、防火設備を設置している。
- ③ 隣地境界線から外壁面まで有効 50 cm以上離れている。
- ④ 車庫部分の周長の 1/2 程度開放されている。



2. 敷地内通路（令第128条）について

階数 3 の一戸建て住宅（延べ面積 200 m²未満のものに限る。）において、小規模車庫に面して玄関（出入口）を設ける場合、次の①及び②の条件を満たした場合は、①の通路の先端部分を令第125条第1項の出口とみなし、当該部分から令第128条の敷地内通路を要するものと扱う。

- ① 玄関から有効 75 cm 以上の通路を確保し、当該通路部分を床面積に算入している。
- ② ①の通路と車庫部分は、仕上げ等により明確に区別している。



※この取扱いについては目黒区において建築確認を受ける場合の取扱いであり、指定確認検査機関に建築確認を申請する場合は、申請先の機関に確認すること。